



お子さんの命を守るのは、あなたです!!



普通自転車の二人乗りは禁止!!

～ただし、この場合は乗車可能です～
(乗員人員の除外規定)

(神奈川県道路交通法施行細則第9条第1号)



幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させる場合

幼児1人をひも等で確実に背負う場合



※抱っこひもを使用して前抱っこすると、ハンドル操作の妨げになるのでやめましょう。



幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者1人を乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負う場合



幼児二人同乗用自転車 ※1の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させる場合

※1 二つの幼児用座席を設けるために必要な特別な構造又は装置を装備している自転車

神奈川県では、
★16歳以上の者が運転し、
★小学校就学の始期に達するまでの者を乗せる場合に限り認められます。

ただし!



この乗り方は絶対禁止です!

幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者2人を乗車させ、幼児1人をひも等で確実に背負っている場合

子供の命を守るために・・・ヘルメットを着用させ交通ルールを守りましょう!!

～神奈川県警察～